

令和 6 年 8 月 5 日

公益財団法人 日本自転車競技連盟
加盟団体各位

日本自転車競技連盟
アンチ・ドーピング委員会

選手登録時におけるアンチ・ドーピング教育の受講について

平素より本連盟アンチ・ドーピング委員会の活動にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

本年 6 月 5 日に開催されました本連盟理事会において、令和 6 年度よりアンチ・ドーピング事業の一環として、アンチ・ドーピング教育強化のために選手登録時には事前にアンチ・ドーピング教育を受講することが承認されました。

つきましては、本年 11 月から継続手続きが予定されている選手登録に際しては、登録システム内に学習履歴の項目が追加となります。事前にアンチ・ドーピング教育を学習して頂くよう周知徹底をお願い致します。

また、公益財団法人日本自転車競技連盟 アンチ・ドーピング規則の改定に伴い、第 14 部（第 25 章）アンチ・ドーピング 第 2 条におきまして、本規則適用対象者が記載されております。選手以外の方々におかれましても、アンチ・ドーピング教育を学習して頂くよう併せてお知らせ致します。

学習に関する詳細は別添通知にてご確認ください。

（一部抜粋）

第 2 条（適用対象者）

本規程は、以下に対して適用される。

- (1) 全てのライセンス保持者及び本連盟役職員並びに委員会・部会、各所属員等の関係者
- (2) 競技者
- (3) サポートスタッフ
- (4) ライセンス保持者ではないが本連盟の権限下にあるその他の人
- (5) 加盟団体（その下部組織を含む）
- (6) 委託された第三者およびその従業員であって、アンチ・ドーピング活動に関与している者

以上